

2次評価を踏まえた今後の対応について

総務省政・独委意見	事務局（案）
<p>・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。</p> <p>① 基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究を年間30件以上行うことを数値目標としているが、6倍以上の実績を上げている（国立がん研究センター）。</p> <p>② 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を5%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で52.0%増加となっている（国立がん研究センター）。</p> <p>③ 循環器疾患の解明と医療推進に関する論文について、インパクトファクターが4.5以上の学術雑誌に年5件以上掲載されることを数値目標としているが、12倍以上の実績を上げている（国立循環器病研究センター）。</p> <p>④ 国府台地区において、精神科救急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者を5%以上受け入れることを数値目標としているが、実績が34.7%となっている（国立国際医療研究センター）。</p> <p>⑤ 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を10%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で63.1%増加となっている（国立長寿医療研究センター）。</p>	<p>○中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請する。</p>

<p>今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。</p>	
---	--